



# 島根の 建設業の労働災害

令和5年

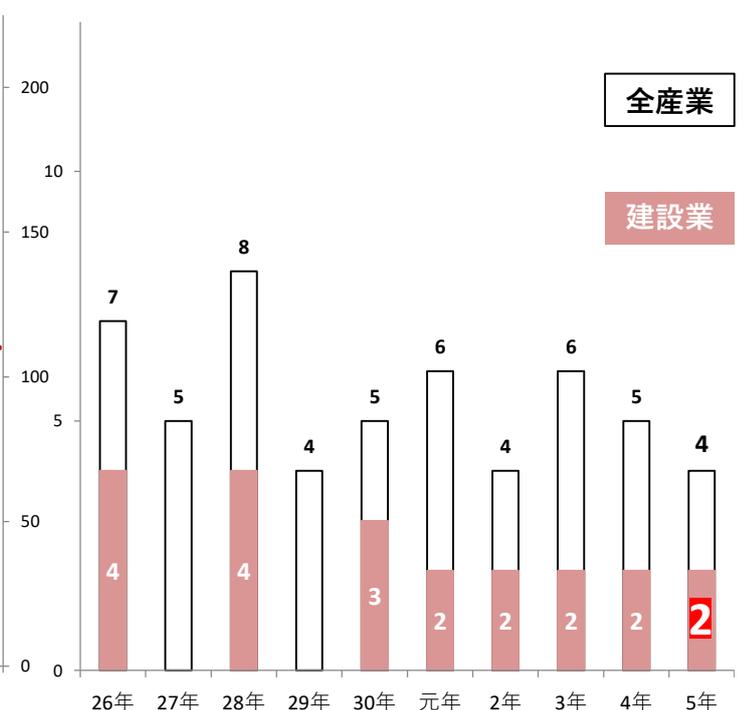
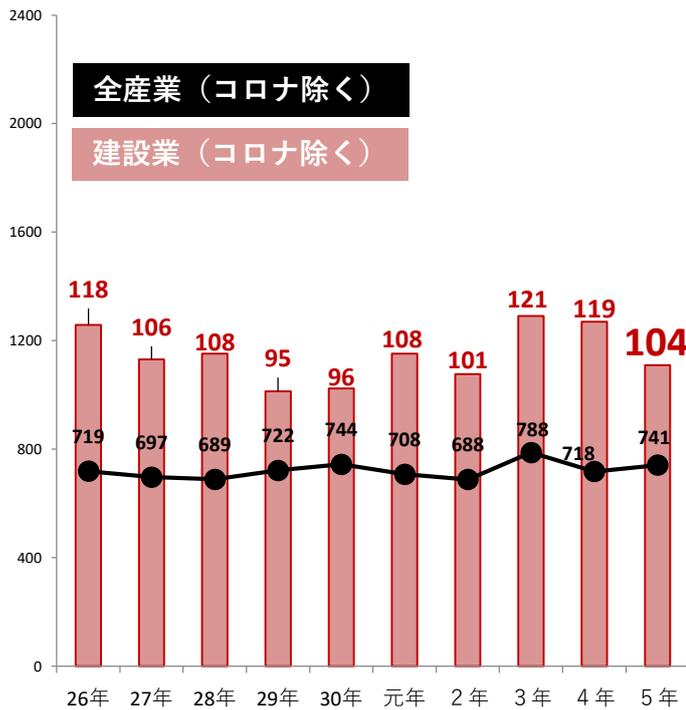


島根労働局  
公式キャラクター  
しじろー

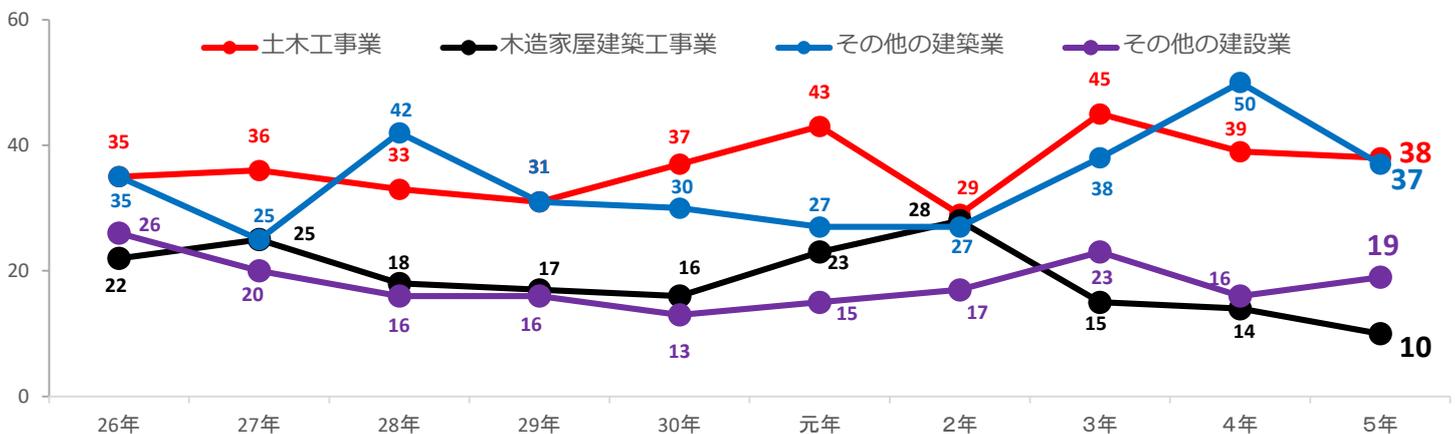
島根県内における令和5年の建設業の労働災害発生状況（新型コロナ患者のぞく）は、休業4日以上<sup>の</sup>被災者数が**104人**と、**前年から15人（12.6%）減少**し、うち死亡者数は前年と同数の**2人**となりました。

年別労働災害発生件数の推移（コロナ除く）

年別死亡災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移（コロナ除く）



# 労働基準監督署別労働災害発生状況

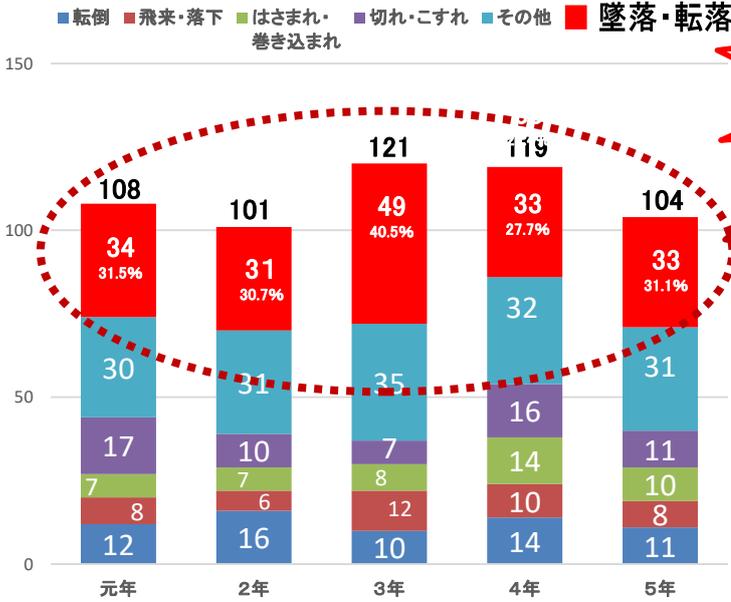
業種	全署計				松江署						出雲署			浜田署			益田署														
	4年		5年		増減数	増減率 (%)	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数										
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者								
全産業計(除鉱山法適用)	5	718	4	741	▲23	3.2	2	295	3	282	▲13	0	24	0	20	▲4	1	252	1	272	20	2	101	0	114	13	0	70	0	73	▲3
建設業	土木	1	39	2	38	▲1	▲2.6	4	2	12	8	1			▲1	16		10	▲6	1	11		12	1		8		4	▲4		
	木造建築	0	14	0	10	▲4	▲28.6	4		5	1				0	5		4	▲1		4		1	▲3		1			▲1		
	その他の建築	1	50	0	37	▲13	▲26.0	21		14	▲7	2	0	1	▲1	17		10	▲7	1	5		3	▲2		7		10	▲3		
	その他	0	16	0	19	3	18.8	6		4	▲2		0		0	6		13	7		2		2	0		2				▲2	
	小計	2	119	2	104	▲15	▲12.6	0	35	2	35	0	0	3	0	1	▲2	0	44	0	37	▲7	2	22	0	18	▲4	0	18	0	14
製造業	2	148	1	147	▲1	▲0.7	1	62	0	44	▲18	0	4	0	2	▲2	1	53	1	64	11	0	18	0	24	6	0	15	0	15	0
林業	0	22	0	34	12	54.5	0	7	0	11	4	0	2	0	3	1	0	5	0	13	8	0	4	0	8	4	0	6	0	2	▲4
新型コロナウイルス(※外数)	0	1599	0	568	▲1031	▲64.5	0	602	0	283	▲319	0	3	0	31	28	0	639	0	146	▲493	0	157	0	73	▲84	0	201	0	66	▲135

注：休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

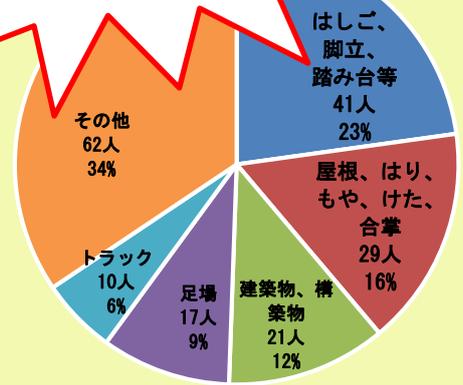
## 死亡災害（平成31年～令和5年）

No.	発生年月	元請下請	発生状況
1	平成31年1月	下請	工事現場の駐車場において、被災者の乗っていた車両が炎上した。
2	令和元年11月	下請	つり足場において作業を行っていたところ、作業床の端から川に墜落し、溺死した。
3	令和2年8月	下請	同僚と2名で倉庫屋根上（鉄骨スレート葺）を覆っている木の枝の除去作業中、外部足場から倉庫屋根上に移動し歩いていたところ、屋根に取り付けていた明かり取り用波板を踏み抜き、約6m下のコンクリート床に墜落した。
4	令和2年12月	元請	道路の除雪作業のため自宅から除雪ドーザー駐車場所に向かう旨、午前2時30分頃会社に電話連絡後、連絡がとれなくなり、約13時間後に上記駐車場付近で倒れている被災者が発見された。
5	令和3年8月	下請	建築工事現場の屋根上で資材片付け作業中、照明設備を取付けるための開口部（90cm×90cm）から、約11m下のコンクリート床に墜落した。
6	令和3年12月	元請	乗用車を運転中、反対車線へはみ出し、対向車と衝突した。
7	令和4年2月	下請	動力機械内に設置されていた検知器の点検作業中、機械と床の間に挟まれた。
8	令和4年8月	下請	クレーン船を作業位置に移動させる際、水中コンクリート型枠に接触し、その型枠脱型作業していた被災者がクレーン船と型枠の間に挟まれた。
9	令和5年11月	下請	土嚢を据え付ける作業中、ドラグ・ショベルの横を通行していたところ、ドラグ・ショベルが旋回し、ドラグ・ショベルの車体後方部と仮設防護柵にはさまれた。
10	令和5年12月	下請	埋め捨てられていたタワークレーンの基礎の撤去作業中、高さ約2.7mにあった地中梁の均しコンクリートの塊が落下し、その下敷きになった。

# 事故の型別発生状況



墜落・転落災害により  
過去5年で**180人**被災!



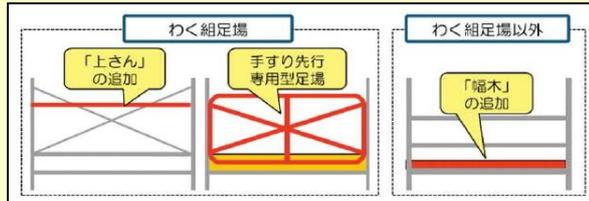
【過去5年の墜落・転落災害の起因物】

## 墜落・転落災害防止対策

建設現場で墜落・転落災害を防止するため、次の各種対策の実施及び確認をお願いします。

### ◇ 足場等からの墜落・転落災害防止

足場は労働安全衛生規則を遵守し設置するとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「**より安全な措置**」等の措置を適切に実施してください。



### ◇ 墜落制止用器具の適切な使用

旧規格の胴ベルト型安全帯は、**令和4年1月2日以降**使用することができません。  
令和4年1月2日以降は、「**墜落制止用器具の規格**」に適合したものを使用しなければなりません。  
フルハーネス型墜落制止用器具の使用にあたっては、使用させる労働者に特別教育を実施するほか、「**墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン**」に基づき適切な措置を講じてください。



#### — 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止について —

墜落制止用器具の一部の製品について、**構造規格を満たしていないものがあることが判明しました**。構造規格を満たしていない墜落制止用器具の使用は中止してください。



### ◇ はしご・脚立からの墜落・転落災害防止

骨折等の重篤な災害が多数発生し、過去には死亡災害も発生しています。「はしご」・「脚立」を使用する場合は、作業前にチェックリストにより点検し、安全を確認してから作業を行ってください。



# 足場に関する改正労働安全衛生規則について

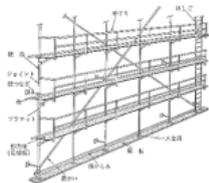
1

## 一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1  
施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

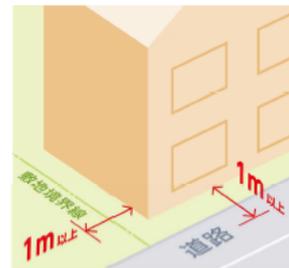
### ●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



2

## 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1  
施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

- 指名の方法 点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

3

## 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1  
施行

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

## 建築物石綿含有建材調査者について

- 令和5年10月から着工する建築物等の解体・改修工事の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。
- 建築物等の解体・改修工事を行う事業者は、計画的に資格者等の育成を進めてください。



### 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関 ※ 講習日程等については各講習機関へお問い合わせ下さい。

(一社)島根労働基準協会	松江市学園1丁目5-35	TEL0852-23-1730
建設業労働災害防止協会島根県支部	松江市西嫁島町1丁目3-17	TEL0852-21-9004
株式会社MSTC	松江市東出雲町意宇東3丁目2番地4	TEL0852-52-5703

### ◇ 高度安全機械等導入支援補助金のご案内

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで1機あたり最大で100万円の補助が受けられます。申請方法は建災防本部のホームページをご覧ください。



### ◇ 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

事業主団体又は共同事業主で、中小企業事業主の占める割合が全体の過半数を占めるなど一定の要件を満たす団体に対し、傘下の中小企業等が医師、歯科医師による健康診断結果意見聴取、医師による面接指導、医師、保健師、看護師等による健康相談対応、医師、保健師、看護師等による健康教育研修などの産業保健サービスを行った場合、500万円を上限に、要した費用の9割を助成します。（構成事業主が50以上あること等を満たす場合は1,000万円上限となります。）

